

障がいのある子どものために

下記のような様々な支援があります。利用や交付には申請が必要です。

問い合わせ先

健康福祉課 福祉係 TEL 0598-38-1114

自立支援医療(育成医療)

18 歳未満の体の不自由な方が、障がいを軽くするために必要な医療を受ける時、その医療費の一部を給付する制度です。所得制限があります。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されます。この手帳の交付によって障害者総合支援法の定めるサービス等を受けることができます。障がいの程度により、1級～6級までの区分があります。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/shogaisha_fukushi/1/905.html



療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がい者と判定された方に交付されます。この手帳の交付によって、障害者総合支援法の定めるサービス等を受けることができます。障がいの程度により、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/shogaisha_fukushi/1/902.html



精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に公布されます。この手帳の交付によって障害者総合支援法の定めるサービス等を受けることができます。精神疾患の状態と能力障害の状態により、1級～3級の区分があります。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/shogaisha_fukushi/1/903.html



特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を自宅で養育している父母、または父母に代わって児童を養育している方に対して支給されます。受給にあたっては所得制限があります。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/seikatsu_fukushi/1/461.html



(令和6年11月時点での制度内容です)

手当支給額	月額 1 級 55,350 円 2 級 36,860 円 4、8、11 月にそれぞれの前 4 か月分が支給されます。
-------	---

障害児福祉手当

日常生活で、常時介護を必要とする程度の障がいのある 20 歳未満の方に、手当を支給します。受給にあたって所得制限があります。(令和6年11月時点での制度内容です)

手当支給額	月額 15,690 円 2、5、8、11 月にそれぞれの前 3 か月分が支給されます。
-------	--

児童居宅介護(ホームヘルプサービス)

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。利用には判定書が必要です。

https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kenko_fukushi/shogaisha_fukushi/1/911.html



児童発達支援事業

通所により、日常生活や集団生活への指導・訓練が受けられます。利用には判定書が必要です。

障がい児短期入所(ショートステイ)

児童福祉施設などに短期入所をして、適切な支援が受けられます。利用には判定書が必要です。